

移住者・定住者を支援します

●問い合わせ／移住交流推進係

厚岸町への移住・定住を促進するため、町内に移住・定住しようとする人に対して引っ越し費用や民間賃貸住宅の家賃などを補助します。

■引越支援補助金

●対象世帯

- ①転入前の3年間継続して厚岸町に住んでいない世帯
- ②転勤や就学などでの居住ではなく、転入日から3年以上厚岸町に定住する意思があること
- ③引っ越し先の住宅所有者が3親等以内の親族でないこと
- ④公務員でないこと

●補助金額／引っ越し費用の2分の1(上限10万円)

※高校生以下の人と同居の場合、一人につき5万円ずつ加算(上限20万円)

●申請期限／転入日から起算して3カ月以内

■家賃支援補助金

●対象世帯

- ①転入前の3年間継続して厚岸町に住んでいない世帯
- ②転勤や就学などでの居住ではなく、転入日から3年以上厚岸町に定住する意思があること
- ③民間賃貸住宅に住所を有していること
- ④年齢が満40歳未満であること、または高校生以下の人を扶養し、同居していること
- ⑤町内に住宅を所有または借用していないこと
- ⑥公務員でないこと

●補助金額／家賃から住宅手当を除いた額の2分の1(上限月額2万円)※最長3年間

●申請期限／転入日から起算して3カ月以内

■結婚等新生活支援補助金

婚姻届を提出し、受理された夫婦またはパートナーシップ宣誓書を提出し、認められた者(以下『夫婦など』という)に対して、婚姻などに伴う住居費、引っ越し費用およびリフォーム費用を補助します。

●対象世帯

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦など
- ②夫婦などがともに厚岸町の住民基本台帳に登録されていて、対象となる住宅が町内にあること
- ③夫婦などの双方または一方の住民票の住所がその住宅の住所となっていること
- ④夫婦などがともに厚岸町に定住する意思があること

●補助金額／上限60万円(夫婦などがともに29歳以下であり、世帯所得が500万円未満の場合)または上限30万円(夫婦などがともに39歳以下であり、世帯所得が500万円未満の場合)、その他は上限15万円
※上限60万円、上限30万円の対象者(パートナーシップ宣誓書を提出した者を除く)は、各種講座などの受講義務があります

●申請期限／令和9年2月26日まで(令和9年3月に婚姻届提出予定の人は、別途ご相談ください)



● ● ● 広報あっけしに広告を掲載しませんか ● ● ●

●掲載対象者／原則として、町内に事業所などがある業者や町内で活動している団体

●広告掲載位置／『情報BOX』の下1段

●広告の企画・料金(いずれも一色刷り)

【下1段】 縦60×横180で10,000円

【下1段2分の1相当】 縦60×横87で5,000円

●掲載できないもの／▷青少年の健全な育成を阻害するもの ▷政治活動、宗教活動、意見広告にかかわるもの ▷公序良俗に反するもの ▷その他町長が不適切と認めたもの

●申込書の提出／随時受け付けており、申込書は広報統計係にあります

●問い合わせ／広報統計係